第六条の三第一項第一号ハ(1)中「離島振興法」の下に「(昭和二十八年法律第七十二号)」を加え、同項第二号中「沖縄振興特別措置法」の下に「(平成十四年法律第十四号)」を加え、同条第四項中「奄美群島振興開発特別措置法」の下に「(昭和二十九年法律第百八十九号)」を加え、同条第五項第二号中「製造の事業、旅館業及びソフトウエア業」を「次に掲げる事業」に改め、同号に次のように加える。

イ　製造の事業

ロ　旅館業

ハ　商品又は役務に関する情報の提供その他の業務に係るものとして財務省令で定める事業

第六条の三第七項第一号中「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

六　第五項第二号ハに掲げる事業　その用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備（工場用建物等を除く。）

第六条の六第五項中「従業員」の下に「の数」を加え、「第四十三条第一項」を「第四十三条第三項」に改め、「短時間労働者（」の下に「以下この項及び」を加え、「を除く。）の総数」を「にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数」に改め、同条第六項中「第四号」を「第三号及び第五号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第十三条第五項第三号に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者

第六条の七第一項第五号イ中「障害者数（」を削り、「第七十二条の二」を「第六十九条」に、「数をいう」を「数（短時間労働者（同法第四十三条第三項に規定する短時間労働者をいう。以下この号において同じ。）にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数」に、「同じ。）が」を「障害者数」という。）が」に改め、同号ロ中「労働者の総数」を「労働者の数（短時間労働者にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数」に改め、同号ハ中「労働者の数」の下に「（短時間労働者にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）」を加える。

第七条の見出しを「（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第十四条第二項」を「第十四条第一項」に改め、「係る各独立部分」の下に「（構造上区分された数個の部分の各部分をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第十四条第二項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅に該当するものとして同項」を「第十四条第一項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条の二第二項中「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一号）」を加える。

第十条第一号中「、第五項、第七項、第九項、第十一項又は第十三項」及び「、第十二条（第一項の表の第一号に係る部分に限る。）、第十三条の三（第一項第三号に係る部分に限る。）、第十四条（第一項に係る部分に限る。）、第十四条の二又は第十五条」を削り、同条第二号中「附則第十八条第七項、第九項、第十一項」を「附則第十八条第十一項」に改め、「第十三条の二（第一項第一号に係る部分に限る。）、第十三条の三（第一項第二号に係る部分に限る。）、」を削り、同条に次の一号を加える。

六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第五十七条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第十四条（第一項に係る部分に限る。）の規定

第十九条第九項第一号中「、独立行政法人空港周辺整備機構」を削る。

第十九条の二を次のように改める。

第十九条の二　削除

第十九条の三第十一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第十三項中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に改める。

第二十条の二第二項第一号中「、独立行政法人空港周辺整備機構」を削り、同項第五号中「中心市街地の活性化に関する法律」の下に「(平成十年法律第九十二号)」を加える。

第二十二条の八第十二項中「第三十四条の二第二項第七号」を「第三十四条の二第二項第六号」に改め、同条第十三項中「第三十四条の二第二項第八号」を「第三十四条の二第二項第七号」に改め、同条第十四項中「第三十四条の二第二項第九号」を「第三十四条の二第二項第八号」に改め、同条第十五項中「第三十四条の二第二項第十号」を「第三十四条の二第二項第九号」に改め、同条第十六項中「第三十四条の二第二項第十一号」を「第三十四条の二第二項第十号」に改め、同条第十七項中「第三十四条の二第二項第十一号の二」を「第三十四条の二第二項第十一号」に改め、同条第二十七項中「同項第九号」を「同項第八号」に改める。

第二十四条の二第三項第一号中「第八項、第十項及び第十一項」を「第十項、第十二項及び第十三項」に改め、同条第五項中「。以下この条」を「。以下この項及び第十一項」に、「した同条第一項」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三十六条の二第三項」を「第三十六条の二第四項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「第三十六条の二第四項」を「第三十六条の二第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　法第三十六条の二第三項に規定する政令で定める譲渡は、次に掲げる譲渡とする。

一　法第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡

二　法第三十四条第一項又は第三十四条の二第一項の規定の適用を受ける譲渡

9　法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年、その年の前年若しくは前々年又はその年の翌年若しくは翌々年に当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡をした場合において、当該譲渡が贈与（著しく低い価額の対価による譲渡として財務省令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）によるものである場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、当該贈与の時における価額に相当する金額をもつてこれらの規定に規定する譲渡に係る対価の額とする。

第二十五条の七の三を次のように改める。

第二十五条の七の三　削除

第二十五条の七の五第八項中「代替資産等」の下に「（交換により取得したものを除く。）」を加え、「、法第三十六条の五に規定する交換取得資産」、「、法第三十七条の四に規定する交換取得資産」及び「、同条第四項に規定する交換取得資産、法第三十七条の六第四項に規定する交換取得資産」を削り、「交換取得宅地若しくは譲受け宅地、」を「譲受け宅地又は」に改め、「交換取得土地建物等若しくは」及び「、法第三十七条の九の三第三項において読み替えられた法第三十七条の九第一項に規定する交換取得用地又は法第三十七条の九の四第二項において読み替えられた法第三十七条の九第一項に規定する交換取得資産」を削る。

第二十五条の八第六項第二号中「同号に規定する分割法人」を「分割法人（法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいい、信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。）」に、「された同号」を「された同項第二号」に改め、同条第八項第一号中「金融商品取引所」の下に「（次項において「金融商品取引所」という。）」を加え、同項第二号中「第二十五条の十第二項及び」を削り、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「公募公社債等運用投資信託」を「除く。）又は」に、「公募公社債等運用投資信託並びに」を「除く。）で」に、「公募株式等証券投資信託」を「公募株式等証券投資信託並びに」と、「（以下」とあるのは「で同号に規定する公募株式等証券投資信託等以外のもの（以下」に、「第二十五条の八第九項」を「第二十五条の八第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第三十七条の十第四項第一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　その特定受益証券発行信託の受益権が金融商品取引所に上場されていること又は上場されていたこと。

二　その特定受益証券発行信託の信託法第三条第一号に規定する信託契約に、すべての金融商品取引所において当該特定受益証券発行信託の受益権の上場が廃止された場合には、その廃止された日に当該特定受益証券発行信託を終了するための手続を開始する旨の定めがあること。